

第 1 回検討委員会の振り返り（検討委員のご意見等に対する市の考え）

1 課税要件について

検討事項	素案	検討委員の意見
課税客体	市内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	意見なし
納税義務者	上記施設への宿泊者	
課税標準	上記施設への宿泊数	
特別徴収義務者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、市へ納入）	
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能	
税率	1人1泊につき <u>200円</u>	要検討
免税点	なし	意見なし
課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	要検討
検討(見直し等)	条例施行後3年、その後は5年を目途に見直しを行う規定	意見なし
報奨金	納期内納入額の <u>2.5%</u> 、 <u>上限100万円</u>	要検討
整備補助金	補助率100%、 <u>上限50万円</u>	要検討

< 検討委員会での意見 > →意見に対する市の考え

○税率

- ・税率は現場の負担が少ない「一律」がよい。
 - ・市内のホテルの稼働率はだいたい30%台。その状況下で宿泊税の導入は厳しい。
 - ・100円ではダメか？
 - ・使途や施策の事業費の視点もポイントになる。
 - ・キャンセル料が発生した場合の宿泊税の取扱いは？
- 宿泊事業者の負担軽減、好循環を生み出す財源確保の観点等から**一律200円**とする。
- キャンセル料は宿泊料金とは見なさない**(宿泊税の課税対象外)**。

○課税免除

- ・アジア大会の宿泊は課税免除か？
- アジア大会の宿泊は**宿泊税の課税対象**としたいが、詳細は確認して検討。

○報奨金

- ・OTAによって手数料が変わってくるなかで、6.0%が妥当か？
- 宿泊税導入自治体は全て2.5%の報奨金を交付しているが、現金以外の決済は手数料等が必要となることを踏まえた措置として「**納期内納入額の6.0%(上限なし)**」とする。
- なお、6.0%の根拠は2.5%(導入済み自治体の報奨金)+3.25%(手数料等を考慮した上乗せ報奨金)

○整備補助金

- ・市が導入する施策のために、宿泊施設に負担がかかるのは納得できない
全額補助を希望するが、各施設で使っているシステムによって改修費用は全く異なる
- 本市においては、長崎市よりも事業者の負担をさらに減らすため**50万円まで全額補助**とする。また、50万円を超える部分は1/2補助、但し、補助額の上限は100万円とする。

2 用途について

年間総事業費 200,000千円

事業名	事業概要	事業費	検討委員の意見
アクセス向上事業	<ul style="list-style-type: none"> シャトルバス／1日2台体制（10時～24時） 232,600円×365日×0.8 	68,000千円	要検討
市内事業者キャッシュレス推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 導入補助金 5,000,000円 	5,000千円	意見なし
国内外プロモーション事業	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ・SNS（日本語） 5,000,000円 旅行会社へのプロモーション 2,000,000円 海外メディア・インフルエンサー招請 3,000,000円 広告出稿 5,000,000円 エリアMICE推進事務局委託 10,000,000円 	25,000千円	要検討
着地型コンテンツ造成・磨き上げ事業	<ul style="list-style-type: none"> ツアーガイド育成 2,000,000円 体験プラン磨き上げ 3,000,000円 	5,000千円	意見なし
多言語対応充実事業	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット／マップ（多言語）作成 10,000,000円 ホームページ・SNS（多言語） 5,000,000円 街中サイン 5,000,000円 空港や駅、展示場などにタッチポイント整備 5,000,000円 	25,000千円	要検討
その他	<ul style="list-style-type: none"> 特別徴収事務報奨金（各宿泊事業者へ） 	5,000千円	要検討
	<ul style="list-style-type: none"> 観光地とこなめ魅力向上基金積立金 宿泊エリア魅力向上事業 観光人材確保事業 エリアMICE推進事業 イベント誘致開催事業 ナイトエコノミー事業 その他 	約67,000千円	要検討

< 検討委員会での意見 > →意見に対する市の考え

○空港島シャトルバス運行事業について

- ・シャトルバスは24時まで稼働する必要があるのか？
- ・朝の観光や空港利用者も制度対象に含めて考えてみては？
- 今年度実施しているシャトルバス検証事業の結果等に基づき、検討する。

○国内外プロモーション事業

- ・プロモーションは効果が出にくく、検証も難しいので賛成できない。
- 短期間で効果を上げることは困難だが、長期的な視点で認知度向上等につなげたい。

○多言語化対応充実事業

- ・京都の宿泊施設の意見として、宿泊税の制度を告知するチラシやポスターは多言語のものがあるとよい。
- ・災害発生時の対応方法、避難所情報など多言語の案内が必要。
- 多言語に対応した案内チラシの制作や避難所情報などの充実に努める。

○その他

- ・誘客と満足度を高めることが重要
- ・長崎市のように**使途の柱**を設定すべき（例：「誘客」・「おもてなし」・「事業者支援」）
- ・宿泊税の導入にむけて、**観光地として活性化するためのビジョンをしっかりと見せてほしい**
- ・基金は目的と期間を定めてほしい
- ・導入後のアンケートを実施して宿泊事業者の意見を聞くとよい
- ・ホテルの人材確保のためには職場の活性化が必要。人がこないし、きてもすぐに辞めてしまうのが現状。常滑市は面白いと思ってもらえるよう、宿泊税でまちの魅力を高めてほしい。名古屋と同じように選ばれるまちになってほしい
- 使途の柱となる三原則**「来訪者（宿泊者）満足度向上」・「来訪者（宿泊者）増加」・「**好循環サイクルの加速化**」を設定し、宿泊事業者の声などを踏まえた各種取組みを進める。